

安城市レジャープールリスク及び経費負担区分表

種類	内容	安城市	指定管理者	分担 (協議)
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更			○
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○	
税制度の変更	消費税（地方消費税を含む）税率の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○	
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から業務の全部又は一部を中止した場合、又は業務内容を変更した場合の経費の増	○		
周辺地域・住民、施設利用者への対応	地域との協調		○	
	管理運営業務に対する住民及び施設利用者からの要望等への対応		○	
	上記以外のもの			○
不可抗力（*1）	不可抗力（天災、暴動等の、市と指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能			○
需要の変動	大規模な外的要因によるもの			○
	それ以外のもの		○	
管理運営中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
利用料金等の収入の減少	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	減免利用者が大幅に増大した場合や減免対象者が拡大された場合			○

	前指定管理者等により販売されたプリペイドカード等の利用によるもの		○	
	上記以外のもの		○	
施設・設備・備品の修繕	管理上の瑕疵によるもの		○	
	改修・更新など資本的支出（*2）となるもの	○	（○）	
	修理・維持管理・現状回復などで1件あたり100万円以下のもの（*3）		○	○（*4）
	指定管理者が設置したもの		○	
	その他の修繕			○
備品の購入	既存備品の更新			○
	指定管理者が業務遂行上で新規に必要とするもの		○	
	管理上の瑕疵による損傷・滅失		○	
消耗品の購入等	領収印の新規作成		○	
	その他の消耗品の購入・補充		○	
印刷製本	利用券の印刷製本		○	
	パンフレット、自主事業等の印刷製本		○	
光熱水費	電気、ガス、水道及び下水道料金		○	
通信役務費	電信電話料、郵便料、NHK・キャッチ聴視料		○	
複写機・印刷機借上料			○	
設備の保守点検	業務の実施（委託の場合を含む）		○	
	検査手数料		○	
	有償による部品の交換（委託契約の範囲外のもの）	施設・設備・備品の修繕に準ずる		
事業に実施に要する経費	自主事業の企画・実施		○	
	市と指定管理者の共催事業の企画・実施			○
	広報活動		○	○（*5）
敷地借上料	民間駐車場（契約を含む）	○		
	指定管理者により追加した民間駐車場（契約を含む）		○	

	民間敷地看板設置（契約を含む）	○		
	指定管理者により追加した民間敷地看板設置（契約を含む）		○	
	道路看板設置（占用許可手続）	○		
	指定管理者により追加した道路看板設置（占用許可手続）		○	
駐車場の整理	一般利用		○	
	自主事業		○	
	市と指定管理者の共催事業		○	
保険等の加入	施設の火災保険等の加入（指定管理者が設置したものを除く）	○		
	利用者の事故に備えた保険等の加入		○	
第三者に対する損害賠償	建物又は機械自体の瑕疵に起因するもの	○		
	管理上の瑕疵に起因するもの		○	
	不可抗力（*1）によるもの			○

（*1） 天災、暴動等の自然的又は人為的な現象によるもので、市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由

（*2） その資産の使用可能期間を延長させたり、またはその資産価値を増加させるための支出

- ・ 物理的に付加した部分に係る費用
- ・ 用途変更のための模様替えのように改築・改造に要した費用（老朽化等により原状回復等が困難な場合を含む）
- ・ 品質、性能をアップさせる費用（性能復帰を除く）

ただし、不具合の放置などが理由で不具合が悪化した場合などは維持管理上の問題であるので指定管理者の負担とする。

（*3） 金額は不具合 1 件あたりの修繕費とし、適切な時期に実施するものとする。

（*4） 機器の更新時期や修繕等で原状回復（機能回復）が困難な場合は、指定した金額以下であっても市と協議のうえ対処方法及び負担区分を決定するものとする。

（*5） 市広報誌及びウェブサイトなどによる広報については、協議のうえ決定する。